### 平成 23 年度

# 参加無料

特定信書便

## 信書便制度説明会

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月に信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者の信書便事業への参入が進んでいます。

信書便制度とはどのようなものか、また信書便事業の現状や信書便の利用状況及び信書便事業許可の申請手続の概要等について、説明会を愛媛県松山市で開催しますので、万障お繰り合わせの上、ご参加ください。

日時: 平成24年1月25日(水) 14時~15時30分(13時30分開場)

会場:四国総合通信局 6階会議室

(愛媛県松山市宮田町8-5)

内容:信書便制度の概要

信書便事業の現状とサービス事例

特定信書便事業の許可申請手続

説明者:総務省 情報流通行政局 信書便事業課担当官

総務省 四国総合通信局 信書便監理官

参加をご希望の方は下記の申込書に記入し、FAX(電話でも可)により1月18日(水)までにお申し込みください。なお、40名になり次第、

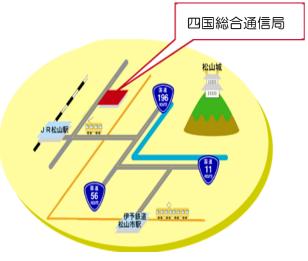
締め切らせていただきます。

申込先:総務省 四国総合通信局 信書便監理官 岡田

電話:089-936-5031 FAX:089-936-5007

### 会場案内地図

#### 「信書便制度説明会」参加申込書



団体名	
連絡先	電話番号 住所
参加者名	(所属・役職・氏名)

※ご連絡いただきました氏名等の個人情報は、説明会への参加集約、ご連絡、資料送付以外には使用いたしません。